

令和4年長審第6号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月10日14時00分

熊本県本渡港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 2.4トン

登録長 6.92メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 147キロワット

3 事実の経過

Aは、平成19年3月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方に魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置及び機関回転計、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、親族8人を乗せ、イルカウォッチングの目的で、船首0.40メートル船尾0.85メートルの喫水をもって、令和3年8月10日11時30分熊本県大道漁港を発し、本渡港を航行する予定で、同県通詞島北方沖合に向かった。

ところで、熊本県天草上島及び天草下島にまたがって位置する本渡港は、北東方及び南方に開いた港で、同港北部に本渡港岸壁が造成されており、同岸壁東端から061度（真方位、以下同じ。）方に221メートル延びる最低水面上の高さ5.20メートルの西側部分、及びその東端から連続して434メートル延びる最低水面上の高さ2.00メートルで潮汐によって没する構造の東側部分により構成された防砂堤が築造され、同堤東端には高さ10メートルで赤塔形の本渡港防砂堤灯台が設置され、海図W1252に防砂堤が記載されていた。

発航に先立ち、a受審人は、防砂堤が存在することを把握していなかったが、浅所や港湾施設の存在を示す灯台等の航行援助施設に接航しなければ無難に航行できると思い、海図を入手して港湾施設の築造状況を精査するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、12時40分前示海域に到着してイルカウォッチングを行った後、13時20分同海域を発進し、本渡港を航行する予定で、熊本県御所浦島北方沖合の釣り場に向かうこととし、親族を船尾甲板に座らせ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、13時57分半少し過ぎ本渡港防砂堤灯台から020度1,330メートルの地

点で、針路を203度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、定針したとき、防砂堤まで1,410メートルのところとなり、その後同堤に向首接近する状況であったものの、このことに気付かずに続航し、14時00分本渡港防砂堤灯台から241度90メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、防砂堤の東端付近に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、潮高は約2メートルであった。

乗揚の結果、プロペラ翼に曲損及びアウトドライブユニットのスケグに破損等を生じて航行不能となり、漂流して付近の浅所に座州したところ、来援した救助船によって引き降ろされ、本渡港岸壁に引き付けられた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、本渡港を航行する予定で大道漁港を発航する際、水路調査が不十分で、防砂堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、本渡港を航行する予定で大道漁港を発航する場合、防砂堤の存在を把握していなかったのだから、海図を入手して港湾施設の築造状況を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、浅所や港湾施設の存在を示す灯台等の航行援助施設に接航しなければ無難に航行できると思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、防砂堤に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月22日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁